

入居者各位

収入申告書の提出について

県営住宅にお住まいの皆さまには、毎年、収入申告書を提出していただくことが必要です。
本紙をよく読んで、令和6年7月5日（金）までに添付資料を付けて、必ず提出してください。
提出していただいた収入申告書（世帯全員分）を基に、令和7年度分（令和7年4月分から令和8年3月分まで）の家賃を決定し、令和7年1月上旬に通知します。
県営住宅の家賃は、世帯全員分の収入によって決まりますので、全員分の収入（年金、アルバイト等を含む）を証明する書類の添付（詳細は下表参照）が必要です。（収入がない場合は、そのことの確認ができる書類を添付してください。）

収入申告書の提出は必須です。収入申告書の提出がない場合や、添付書類が不足し収入が確認できない場合は、近傍同種家賃（民間住宅並みの家賃）になることがありますので、ご注意ください。

※ 契約者の死亡や退去、同居している家族構成の変更があった際（子供が生まれた・結婚した・離婚した・独立した・亡くなった等）の手続きを怠った場合は、不適正入居となり、「近傍同種家賃」の負担や退去を求められることがあります。

1 提出期限

令和6年7月5日（金）

2 収入申告書を記載するにあたっての注意事項

- 満年齢については、令和6年10月1日現在で記入してください。
- 扶養者のうち、別居している方がいる場合も扶養者の氏名を記入し、備考欄に「別居扶養」と記入してください。
- 対象期間（令和5年1月1日～令和5年12月31日）後に退職等により収入の変動があった場合でも、公的な証明書に記載された金額(年間収入)で査定します。
- 生活保護受給者で住宅扶助費を受給されている方は、添付書類は必要ありません。備考欄に「生活保護費受給中」と記入してください。

3 提出方法及び添付書類

<提出方法>

以下のものをすべて返信用封筒に入れ、切手を貼って投函してください。
切手の料金不足等がありますと、こちらに届きませんので、ご注意ください。

- ① 収入申告書
- ② 収入を証明する書類（下表参照）
- ③ 障害者に該当する方は、障害の等級が確認できる手帳の写し

<添付書類>

区 分	必 要 書 類
給与収入の方	市民税・県民税特別徴収税額通知書の原本(源泉徴収票は不可)
年金を受給している方	受給している全ての年金の源泉徴収票の原本
自営業者など確定申告をしている方	市民税・県民税普通徴収納税通知書の原本

上記の必要書類にかえて、居住する市町村役場の発行する所得証明書（有料）の添付でも可能です。

<複数の収入がある方>

●給与収入+年金受給	居住する市町村役場の発行する所得証明書（有料）
●確定申告+年金受給	
●給与収入+確定申告	
●給与収入+確定申告+年金受給	

- ※ 提出された収入を証明する書類は返却できません。
- ※ 転職・退職により収入の変動があった場合でも、公的な証明書に記載された金額（年間収入）で査定します。
- ※ 住民票や戸籍謄本の提出は必要ありません。

4 収入変動による申請について

収入申告書を提出後、収入に変動があったとき（扶養の増減、家族の異動等）は、その理由を公的に証明する書類を添付し、各住宅管理事務所・支所に送付してください。

世帯収入の再審査による認定の結果、家賃が変わる場合は「家賃決定変更通知書」により通知します。

5 決定に対する意見申立について

令和7年1月上旬に送付する収入の認定並びに家賃決定（収入超過決定）通知書を受取り、意見があるときは、通知書を受取った日の翌日から30日以内に意見の申立をすることができます。

6 収入認定・家賃決定及び収入超過決定通知について

収入申告に基づいて収入を認定し、住宅の規模・立地条件・建築経過年数などの住宅の便益を考慮したうえで、令和7年1月上旬に通知します。

なお、収入超過者に決定された方は、近傍同種の住宅の家賃と本来家賃との差額に、収入超過者に決定されてからの経過年数および収入に応じた設定率を乗じた額を加算した超過者家賃となります。

7 提出先及び問い合わせ先

名古屋市 尾張地区	名古屋尾張住宅管理事務所 名古屋市中区丸の内三丁目 19-30 愛知県住宅供給公社ビル 5階 TEL: (052) 973-1791	西三河地区	三河住宅管理事務所 岡崎市明大寺本町 1-4 県西三河総合庁舎 5階 TEL: (0564) 23-1863
一宮地区	名古屋尾張住宅管理事務所 一宮支所 一宮市今伊勢町本神戸字立切 1-4 県一宮建設事務所 1階 TEL: (0586) 28-5411	知立地区	三河住宅管理事務所 知立支所 知立市上重原町蔵福寺 124 県知立建設事務所 南館 1階 TEL: (0566) 84-5677
知多地区	名古屋尾張住宅管理事務所 知多支所 半田市宮本町 3-217-21 セントラルビル 5階 TEL: (0569) 23-2716	豊田加茂地区	三河住宅管理事務所 豊田加茂支所 豊田市喜多町 6-3-4 豊田公営住宅センター内 TEL: (0565) 34-2001
海部地区	名古屋尾張住宅管理事務所 海部駐在 津島市西柳原町 1-14 県海部総合庁舎 5階 TEL: (0567) 24-7330	東三河地区	三河住宅管理事務所 東三河支所 豊橋市今橋町 6 県東三河建設事務所 1階 TEL: (0532) 53-5616



収入申告書の提出について（外国語版）

About Submission of Income Declaration Form (Foreigners Languages)

<https://aichi-kousha.or.jp/prefectural/tenant.html>

- ポルトガル語 (Português) ・ スペイン語 (Español) ・
- 英語 (English) ・ タガログ語 (Tagalog) ・
- 中国語 (中文) ・ ネパール語 (नेपाली) ・
- ベトナム語 (Tiếng Việt)



愛知県住宅供給公社